

もくじ

浜田良之議員	代表質問	・・・	1
前窪義由紀議員	代表質問	・・・	11
他会派の代表質問項目		・・・	19

●京都府議会 2019年2月定例会が2月6日に開会し、2月13日に日本共産党の浜田良之議員、前窪義由紀議員が代表質問を行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

2月定例会 代表質問

浜田よしゆき議員（日本共産党 京都市北区） 2019年2月13日

【浜田】日本共産党の浜田よしゆきです。西脇府政になって10ヶ月になりました。京都府政の自治体としてのあり方について、3つの角度から問いたいと思います。

国いいなりの府政から府民の命と安全を守る府政に転換せよ

【浜田】第1に、国いいなりの府政から府民の命と安全を守る府政に転換すべきだということです。

昨年の史上初の米朝首脳会談、3回にわたる南北首脳会談によって、朝鮮半島では戦争の危険が遠のき、平和への大転換が起きました。この間の米朝交渉には停滞も見られましたが、2月末には第2回の米朝首脳会談が行われることが決まりました。北朝鮮の弾道ミサイルに備えることを口実にした米軍レーダー基地の根拠が崩れています。しかし、逆に、福知山演習場での実弾射撃訓練、基地拡張工事、日米共同の米軍レーダー基地の警護訓練など、米軍基地の機能が強化されています。そのことについて、知事の認識をお聞きします。その米軍レーダー基地をめぐる、12月議会の代表質問で知事は、「問題が生じた場合は、すみやかに厳しく対応を求めてきた」と答弁されましたが、この間に起こった重要問題について、京都府は、米軍や防衛省にまともに物が言えない状況です。

ドクターヘリ運行時にレーダーが停波されなかった問題で、私は、米軍の「運用上やむを得ない場合を除き、停波要請を認める」という姿勢について、質してきましたが、知事は、「停波要請をすれば直ちに停波されるという前提でドクターヘリの運航を行っている」と答弁され、総務部副部長は「防衛省から、当初の約束は変更されていないという回答を得ている」と答弁されました。しかし、「運用上やむを得ない場合を除き、要請を認める」というのは、わが党の井上さとし・倉林明子参議院議員への防衛省からの正式な回答ですから、京都府として、防衛省に確認するよう要望しておきます。

昨年7月27日に峰山町で、米軍関係者の車が電柱に激突し電柱をへし折る事故が発生しましたが、なぜ、半年以上も米軍側から報告がないという異常な事態が続いているのでしょうか。防衛省からは「在日米軍に照会中」という回答が繰り返されているだけだといいますが、京都府として直接、米軍に抗議すべきではありませんか。

憲法9条を変えて、戦争する国づくりをめざす安倍政権は、来年度予算で、トランプ大統領言いなりの「浪費的爆買」など、異常な大軍拡をやるようとしています。滋賀県の饗庭野演習場での日米共同訓練では、陸上自衛隊福知山駐屯地から約600人が参加、オスプレイで輸送された自衛隊員24人が米海兵隊員とともに「敵地」を強襲し、制圧をするという訓練を行いました。こうした戦争する国づくりの先取りのような動きに、国民の不安と怒りが広がっています。重大なことは、京都府が安倍政権に忖度して

戦争する国づくりに協力していることです。自衛隊募集への宛名の提供について、12月議会の一般質問で知事は、「自衛隊法97条と同法施行令120条に基づき行われたもの」と答弁されました。しかし、自衛隊法施行令120条は、防衛大臣が依頼できるという規定で、これに応じるかどうかは、自治体の判断に任せられています。だから、市町村への要請を受けて協力したのは8市町村だけで、他の市町は応じていません。また、個人情報を出さないでもらいたいとの申し出があった場合の対応も、自治体の判断にまかされています。憲法9条を変えて、日本が再び戦争する国に逆戻りすることになれば、いよいよ自衛隊員が戦場で殺し殺される事態が起こりかねません。その自衛隊募集に協力することは、京都の若者を、戦場に送り込むことになってしまいます。戦前、京都府の職員が、召集令状、いわゆる赤紙を配り、京都の若者を戦場に送り出した痛苦の教訓からも、地方自治体として、絶対にやってはならないことだと思います。自衛官募集への協力は直ちに中止すべきですが、いかがですか。

また、京都府は、昨年11月の京都弁護士会主催の「憲法と人権を考えるつどい」について、木村草太首都大学教授の講演が「政治的中立性の確保が難しい」との理由で長年の共催を降りました。一方で、昨年初めて、京都府防衛協会青年部主催で、京都防衛・防災フェスタ2018年が行われ、自衛隊の装備品や訓練の展示が行われましたが、京都府も後援しました。改憲の議論が行われている時に、憲法を守ろうという講演の共催を降りるが、自衛隊のPRには後援するというのは、説明が付きません。なぜ、こういう対応を行ったのか、お答え下さい。

原発をめぐるのは、三菱重工業がトルコでの原発新設を断念、日立製作所が英国での原発建設計画を凍結する方向となり、政府の原発輸出政策は完全に破綻しました。また、昨年の臨時国会での原子力損害賠償法の改定で、事故の賠償に備えて義務づけられた保険金額は、民間保険会社が「増額を引き受けるのは困難」と拒否したため、増額されませんでした。国際的にも、国内的にも、もはやビジネスとしても成り立たなくなって輸出できない原発を、国内では「コストが安い」と強弁して再稼働を行う政府の姿勢を、知事はどう思われますか、お答えください。

原子力規制委員会は、日本でも地震を伴わない津波が発生した場合、警報が出ない可能性があり、高浜原発では防潮ゲートを閉める前に津波が敷地に到達する可能性があるとして、関西電力に影響評価の報告を求めることを決めました。原発事故につながる新たな危険が明らかになりました。京都府として原発再稼働や老朽原発の運転延長について、きっぱりと反対すべきではありませんか。

【知事・答弁】

（米軍経ヶ岬通信所について）

米軍経ヶ岬通信所についてでございます。通信所につきましては、これまでから、府民の安心安全を確保するため、停波や二期工事などを巡り、問題が生じた場合には速やかに厳しく対応を求めてきたところでございます。ただ今、議員のご指摘がございました、通信所につきましては、例えばでございますが、現在進められております、二期工事につきましては、もともと計画がされていた、米軍関係者の生活関連施設を整備するものでございます。また、昨年10月の共同警護訓練につきましては、テロ等に備えるための平素からの訓練の一貫ということでございまして、いずれにいたしましても、通信所を取り巻く情勢の特別の変化によるものではない旨を防衛省に確認をしております。

また、万一、通信所に関しまして、地域に影響を与える動きがあった際には、速やかな情報提供と説明を行うよう申し入れております。Xバンドレーダーの設置につきましては、安全保障に責任を持つ国において判断されるべきものではございますけれども、京都府としては今後とも、府民の安心安全を守る立場から、問題が生じた場合には速やかに厳しく対応を求めてまいります。

また、昨年7月の交通事故につきましては、現在に至るまで情報提供がないことは誠に遺憾でございます。防衛省からは、当該事故につきまして、在日米陸軍に照会中であり、情報提供が遅れているとの説明を受けておりますが、交通安全の確保、住民の安心安全を守り、地域との信頼関係を醸成する観点

からも非常に重要であることから、交通事故に関する必要な情報を適切に提供するよう、引き続き安全保障に責任を持つ防衛省を通じまして、米軍に働きかけてまいります。なお、この冬の積雪を前に、昨年11月の安心安全対策連絡会におきまして、冬期の事故防止対策に万全を期すよう強く求めたところでございます。

（自衛隊募集について）

次に、自衛隊募集についてでございます。自衛官募集に際しての宛名の提供につきましては、自衛隊法の第97条と同法施行令第120条に基づき行われており、また、これらの事務は第1号法定受託義務とされております。従いまして、京都府及び市町村は法令等に基づき対応をしているに留まるものでございまして、今後とも、自衛官の募集につきまして、法令等に基づき適切に対応をしていきたいと考えております。

次に、「京都防衛防災フェスタ2018」の後援についてでございます。この事業は、自衛隊の活動に関する理解を得るとともに、災害時において救助等に活用する資機材の展示などを通じて府民の防災意識の向上を図ることを目的に、京都府防衛協会青年部会の主催により実施されたものでございます。その内容は、自衛隊の紹介や音楽演奏などを行うステージプログラムを初め、自衛隊の装備品や災害救助資機材などを展示する防衛防災エリア、その他、グルメ、物販エリアなどで構成されておきまして、憲法改正問題等、政治的な内容を含むものではなく、府民の防災意識の向上に繋がる事業であると判断いたしまして、後援を承認したものでございます。

（原発再稼働について）

次に、原子力発電所についてでございます。国は第5次のエネルギー基本計画におきまして、安全性を前提とした上で、安定供給、経済効率性、環境適合の原則のもと、再生可能エネルギーの最大限の導入等を図りながら原発依存度を可能な限り提言するなどの、これまでの基本方針を堅持し、2030年のエネルギーミックスの実現を目指しているものと認識をしております。

また、高浜原発につきましては、津波警報の発表後に防潮ゲートを閉鎖することとしておりますけれども、原子力規制委員会で指摘がありました、津波警報発表されない可能性のある津波の対応につきましては、京都府としても原子力規制委員会の判断も踏まえまして、地域協議会において関西電力の報告を求め、安全性を確認してまいりたいと考えております。原発の安全確保は、国の責任で対応をすべきものではございますけれども、京都府としても、再稼働に際しては、安全の確保に万全を期すこと、国が責任を持って十分、慎重に対応することなど、これまで、国や関西電力に繰り返し要請してきたところございまして、引き続き最大限、その安全性を追及し、安心安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

米軍レーダー基地は撤去、自衛隊募集への協力はやめよ

【浜田・再質問】 答弁をいただきましたが、まず米軍レーダー基地の問題ですけれども、情勢に変化はないという話しをされましたけれども、そうではなくて、情勢が大きく変化をしていると、北朝鮮を巡って平和への激動が起こっているもとの、米軍レーダー基地の根拠がなくなっているのではないかと、私は指摘をしたわけで、そのことについての答弁はありませんでした。

そして、米軍による交通事故の件については、「遺憾だ」というふうに言われましたけれども、結局、防衛省に言っているだけで、米軍に対しては何の抗議も言っておりません。

結局、こういう米軍レーダー基地をめぐる京都府の及び腰の対応は、根本的には、日米地位協定に問題があります。全国知事会も提案しているように、日米地位協定の抜本的な改定が必要だということを指摘しておきます。

なお、自衛隊募集への自治体の協力についてですけれども、先日、安倍首相は衆議院本会議で、「自治体による非協力的な対応がある」「隊員募集に必要な所要の協力が得られていない」と強調しました。

しかし、自衛隊への適齢者情報の提出については、あくまでも防衛省・自衛隊からの依頼であって、これに応じるかどうかは市町村の判断だということは、国会で歴代の防衛大臣が繰り返し答弁しています。一方で、京都府町村会の汐見会長は、「府から依頼を受けている。信頼している府からの要請であれば間違いないと判断している」と述べたと、報道されています。市町村の自主的判断に影響を与える、京都府からの協力要請は、やめるべきではありませんか。お答えください。

京都弁護士会主催の「憲法と人権を考える集い」については答弁がありませんでした。実は、この集会については、1月16日の京都新聞に、集会を取材した記者が「取材ノートから」という記事を載せています。木村教授の講演も聴いて、「自衛隊と憲法を巡る解釈や論点整理に重点が置かれ、党派的な行動を呼びかける内容ではなかった」と書いています。

そして、木村教授自身にも取材し、木村氏は「私は学術的見解を表明するだけのこと。政治的意味合いはない。行政側の対応は、多数派におもねる行動だと受け止めているが、萎縮してはいけぬ」と答えています。今回の京都府の共催辞退を受けて、府内の自治体の多くが共催や後援を見送っています。「政治的中立性」という定義はあいまいで、そうしたあいまいな基準が、恣意的な運用につながる危険をはらんでいます。今回の京都府の対応は、誤りだと認めるべきではありませんか。

【知事・再答弁】 浜田議員の再質問にお答え致します。

まず、「憲法と人権を考える集い」の講演についてでございますけれども、前にも答弁を致しましたけれども、その内容につきまして政治的あるいは宗教的な内容を含む事業でないことを講演の主催をする際の基準にしておりますけれども、その際には、講演者が憲法改正につきまして、特定の政党案の問題点を指摘するなどの説明を受けましたことから、要件を満たさないとの判断を致しまして、不承認としたわけでございます。実際にどういうことが行われたかにつきましては、詳細は承知しておりませんが、事前の審査の段階でそう判断したものとご理解を賜りたいというふうに思います。

また、自衛官の募集につきましては、防衛大臣のほうから、市町村に対して情報の提供依頼が行われた際に、私どもはそうした要請が来ているということ、添え状に市町村に念のためにお知らせをするために、私共からも通知を出した次第でありまして、私共が市町村に対して、特定の判断をするようにという主旨で知らせたものではございません。ご理解をいただきたいと幸いです。

【浜田・指摘要望】 「憲法と人権を考える集い」について、今、答弁がありましたけれども、結局、政治的中立性などという定義が極めて曖昧ですから、恣意的な判断になるわけで、結果としてあの集会での木村先生の講演は政治的中立性を弱めるようなものではなかったということが示されているわけですから、そういう恣意的な運用はやめるべきだというふうに思います。

結局、この対応というのは、今の安倍政権が進めようとしている方向に付度をしていると言わざるを得ません。国の政治がいい政治をやっているのであれば、その国に従うというのもいいかもしれません。しかし、今の安倍政権のような悪政が続いているもとの、国いいなりの府政というのは、結局、国の悪政を府民におしつけることになってしまいます。かつての蜷川府政や、今の沖縄県政のように、国の悪政から府民の命と暮らしを守る防波堤となる府政に転換することを求めまして、次の質問に移ります。

府民のくらしや地元中小企業を最優先する府政への転換を

【浜田】 第2に、大型開発優先で東京・大阪資本を呼び込む府政を府民のくらし最優先の府政に転換すべだということです。

今年の1年を表す漢字1文字が、「災害の災」であったように、日本国民は、異常気象と相次ぐ自然災害で、国難とも言うべき苦難に直面しました。今こそ、従来の延長線上ではない抜本的な防災対策が必要です。とりわけ、公共事業のあり方を、大型開発優先から防災・老朽化対策優先に転換すべきです。

北陸新幹線の延伸については、自然環境や文化財、地下水への影響の問題、地元自治体の財政負担の問題、並行在来線はどうなるのかという問題など、関係自治体の住民の不安については、まったく解消されていないのに、延伸ルートに想定される地域で、ボーリング調査が開始されています。一方、京都府公共施設管理方針では、公共建築物及びインフラの老朽化対策に1兆1400億円が必要だとしています。また、北陸新幹線の延伸ルートとして検討されている京都市北区の雲ヶ畑、中川・小野郷などでは、昨年の台風21号によって、大量の倒木や電柱の倒壊が起こり、長期にわたって通行止めや停電が発生しました。地域では、「北陸新幹線どころじゃないだろう」という声が上がっています。総事業費が2兆1千億円とも言われる、不要不急の北陸新幹線延伸を進めるよりも、公共建築物とインフラの老朽化対策や河川整備をはじめとする抜本的な防災対策を優先すべきではありませんか。

北区山間部では、台風21号による大量の倒木は放置されたままです。京都では、かつて、伊勢湾台風で大量の倒木があり、翌年の台風でそれらの倒木が鴨川に流されて、三条大橋で川をせきとめ、大洪水を起こしたという歴史があります。これらの地域では、倒木による生活の混乱が毎年のように起きていますが、倒木の要因の一つに、外材輸入による価格の下落、生活様式の変化による床柱の需要低下などにより、林業が生業として成り立たなくなり、山主が手入れをしなくなったことがあります。しかし、山林の手入れにかかる経費は甚大です。倒木の撤去、山主による伐採、低木への再造林などへの抜本的な支援が必要ではありませんか。

西脇府政になってから、とくに、東京や大阪の資本の進出、公契約の大企業への発注が目立っています。北山文化環境ゾーンの整備では、府立京都学・歴彩館に指定管理者制度の導入が検討され、「総合資料館跡地の活用検討」では、府立文芸会館を統合し、宿泊施設も検討されるなど、森ビルなどの東京資本の儲けの場を提供しようとしています。昨年秋には、府営住宅の管理にも指定管理者制度を導入すべく、業者の選定が行われ、業界大手の東急コミュニティーが第1位になり、4月からの指定管理に向けて動いています。公契約の発注では、人材派遣大手で竹中平蔵氏が会長をつとめるパソナに、就業支援事業を中心に、2018年度には10事業5億3800万円を投入するなど、大企業優先が目立ちます。府の事業や公契約は、東京・大阪などの大企業優先でなく、事業所数で99%を占め京都経済の主役である中小企業を優先すべきではありませんか。

西脇府政は、京都府総合観光戦略で、東京オリンピックに向けて、さらなる観光客の誘客を進めようとしています。しかし、京都市内では、すでにオーバーツーリズム、観光公害が起こっています。違法民泊、ホテルラッシュによるまちこわし、市バスの渋滞などのくらし破壊が深刻です。京都市域外では、府内の3つの「道の駅」に、海外大手ホテルチェーンであるマリOTTと積水ハウスが提携してホテルを呼び込むなど、もうかるところに大型資本を呼び込もうとしています。こうした事態を、知事はどう受け止めておられますか、お答え下さい。

大阪府・大阪市が、観光客誘客を目的に、万博と一体に誘致をめざしている統合型リゾート、IRについて、昨年12月の一般質問で私は、関西広域連合議会で観光分野を担当する西脇知事が、観光客の増大につながるとして、誘致に前向きな答弁をされたことを紹介して、カジノを関西に持ち込むIRの誘致には、京都府として協力すべきではないとただしました。しかし、西脇知事は答弁されず、商工労働観光部長が代わって、「関西にIR施設ができた場合に懸念されている影響を最小限に抑えながら関西一円への誘客を促し、メリットを最大限に生かす施策の検討を深める答弁したにとどまるもので、誘致について言及したものではない」と答弁されました。そこで、あらためてお聞きします。西脇知事は、カジノを関西に持ち込むIR誘致に、賛成なのか、反対なのか、明確にお答え下さい。

【知事・答弁】公共事業のあり方についてでございます。インフラ整備につきましては、府民の安心安全を確保し、暮らしを支える防災減災対策や老朽化対策、そして産業経済を牽引する骨格的な交流基盤

整備を、車の両輪としてバランスよく推進する必要があると考えております。北陸新幹線は、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時の東海道新幹線の代替機能を果たし、京都はもとより関西全体の発展に繋がる、国家プロジェクトというふうに認識をしております。

一方で、急速に老朽化が進展するインフラを保全し、頻発する災害から府民の生命、財産を守るためには、インフラのアセットマネジメントや河川整備、土砂災害対策等の防災減災対策を着実に進めていくことが重要でございます。このため、インフラの計画的な点検と保全等に取り組み、今年度からは府民共同型インフラ保全事業を創設しているほか、国の3ヶ年緊急対策も積極的に活用し、土砂災害対策等を積極的に推進することとしております。

次に、倒木対策についてでございます。台風21号により広範囲に渡り風倒木被害が発生しており、次の出水期の降雨によりまして、人家等へ被害を及ぼす二次災害を招かないよう、緊急的な対応が必要でございます。このため、公共造林や府の森林災害緊急整備事業により、森林所有者の取り組みを支援しているところでございます。さらに、森林所有者では対応が困難で迅速な対策が必要な人家裏などの危険箇所においては、当初予算案において提案をしております災害防止森林整備事業において、市町村と連携して、府が危険木の伐採や広葉樹の植栽を行い、複層林化を図ってまいることとしております。

次に、府内の中小企業への発注についてでございます。京都府では、公契約大綱に基づきまして、建設工事及び物品調達につきまして、府内企業では施行調達が困難なものや、WTO案件を除き、府内企業に限定した発注を行っており、さらに、分離分割発注の活用など、府内中小企業の受注に配慮をしているところでございます。また、中小企業が開発した新商品の販路開拓支援のため、京都府が随意契約により買い入れる、チャレンジ・バイなどに取り組んでいるところであり、今後とも、公正な競争と地域経済への配慮のバランスを取りながら、府内中小企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光客の一部地域への集中と、府域におけるホテル立地についてでございます。本議会で報告をいたします、仮称でございますが、京都府総合観光戦略の中では、京都市から府域・近隣府県において相互に人が行き交う観光交流を促進することで滞在時間を延ばし、観光消費額の増加や地域活性化に繋がりたいと考えております。その具体的な取り組みの1つとして、滞在型観光の拠点となる宿泊施設の誘致に取り組むこととしております。宿泊施設は建設や設備等の直接投資に加えまして、地産地消での食事の提供や体験プログラムの実施等を通じまして、幅広い産業に波及効果をもたらすと共に、観光客と地域住民との交流を通じまして、新たな魅力発信や活性化に繋がるものでございます。今後とも、観光総合戦略に基づきまして、観光を入口としてあらゆる産業と地域経済の持続的発展を実現するための取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、関西へのIR誘致についてでございます。統合型リゾート、いわゆるIRに関しては、国会での議論の末、整備を推進するための法律が平成28年12月に交付・施行されており、この法律に基づいて、他府県がIRを誘致されることに対して、京都府としては賛否を表明する立場にはございません。

一部損壊の住宅被害へ支援を、カジノを関西に持ち込むな

【浜田・再質問】まず、倒木被害と森林保全の対策についてですけれども、西脇知事は、昨年11月5日の「内外情勢調査会」での講演で、台風21号による倒木被害の実態にふれ、今回の補正予算と当初予算で、倒木や再造林への支援の予算が計上された、これは大変、重要だと思っております。すべての倒木被害と森林保全に対応できるように、さらなる拡充を求めたいと思います。一方、この講演会では住家被害については、一部損壊7261棟などの住家被害の数字は示されましたが、講演ではそのことはふれられず、今回の予算でも支援策が示されませんでした。一部損壊も含めた住家被害への支援を要望して

おきます。

カジノを中核とする統合型リゾート、IR について、「賛否は言わない」というふうに言われましたけれども、このカジノを中核とする総合型リゾート、IR について、今朝の京都新聞が報道をしておりますが、大阪府と大阪市が基本構想案をまとめましたけれども、年間の売上 4800 億円を見込んで、うちカジノによる売上が 3800 億円と、実に 8 割を占めます。まさに、カジノ頼みの IR です。日本のカジノの「手本」とされるシンガポールでは、ギャンブル依存性による借金、家庭崩壊、犯罪、自殺などが後を絶たないと言います。絶対に、カジノを関西に持ち込ませてもらってはならない、このことを強く指摘をしておきたいと思います。

再質問は 2 つです。1 つは、公共事業のあり方についての問題で、先程、知事は「バランスを取る」と言われましたけれども、実際には、バランスは取られていないと思うのです。公共施設の多くが建設後 50 年を経過する時期を迎えており、防災面でも老朽化対策は最重要課題の 1 つです。だからこそ、京都府公共施設管理方針でも、公共建築物及びインフラの老朽化対策を重視しているのではないのでしょうか。公共事業の優先順位を、不要不急の大型開発から、防災・老朽化対策に転換すべきではありませんか。

観光政策については、京都府・京都市が一体になって進めている、観光インバウンド頼みの施策は、府民の暮らしとまちを壊しています。京都市内では、すでに許容量を超えた外国人観光客の滞在が、観光公害を生んでいるのですから、新たなホテルや宿泊施設の建設は中止し、宿泊施設の総量規制を行うべきではないのでしょうか。一方、府域においては、先程、知事も述べましたけれども、伊根町のように地元業者を育成して、地域の観光資源を生かしたまちおこしを進めるべきです。いかがですか。

【知事・再答弁】 浜田議員の再質問にお答えします。まず、公共事業のあり方についてでございますけれども、バランスを取るということは必要ですけれども、今回の私どもの当初予算を見ていただいたら分かりますけれども、インフラ整備につきましては、国の緊急対策も活用しながら、大幅に安全安心を守るための防災減災対策に予算を注入してございまして、その時々々の政策課題とニーズに合わせて、バランスを取りながら進めて行くというのが、行政のあるべき姿だというふうに思っております。

また、インバウンドについての話がありましたけれども、総量規制については、私の考えとしては観光客の方のニーズもございまして、全体の観光のもたらししております、非常に大きな効果もございまして、総量規制というよりも、今、もしインバウンドの数の多さによって課題が生じている場合は、それを 1 つ 1 つ丁寧に解決をしながら、訪れる方も、住んでいる方も両方が幸せになるような道を探っていくことが最善の道だというふうに考えております。

【浜田・指摘要望】 今、国でも地方自治体でも、税金の使い方が鋭く問われていると思います。京都府においても、税金の使い方は、北陸新幹線の延伸やリニア新幹線のような不要不急の大型公共事業優先でなく、福祉・教育、防災・老朽化対策を優先すること、このことを求めて、次の質問に移ります。

子育て支援、府民の暮らしを丸ごと応援する府政の実現を

【浜田】 第三に、府民の暮らしを丸ごと応援する府政こそが今求められています。今回は、子育て支援にしぼって質問します。

西脇知事は、「子育て環境日本一」を掲げておられますが、実際の施策を見ますと、きわめて不十分と言わなければなりません。長年の住民運動と私どもの議会論戦の結果、子どもの医療費の助成制度が、10 年ぶりに拡充され、月 3000 円負担が 1500 円に引き下げられることは、一歩前進ではありますが、子育て世代のみなさんが求めている、中学校卒業までの完全無料化にはほど遠い状況です。中学校給食については、昨年 12 月の代表質問への答弁で知事は、国に給食施設に係る補助制度の拡充や栄養教諭の配置の拡充などを要望されるだけで、府として市町村への援助は拒否しており、山田前知事の姿勢よりも

後退しています。

また、昨年の6月議会で制定された「保育等子育て環境充実事業費補助金」は、10月末で募集が締め切られましたが、応募が想定を超えたために、昨年末に突然、補助対象を「1法人1事業」に限定するという通知が保育園に届き、困惑と怒りが噴出しています。そこで、子育て支援策の抜本的拡充へ、具体的にお聞きします。

子どもの医療費助成制度については、今回の月3000円の負担を1500円に引き下げるのに必要な京都府の負担分はわずか3億円です。京都市以外の市町村では独自の上乗せを行って、無料化や月200円になっていますが、京都市は、今後も上乗せを行わないというわけですから、京都府として、京都市と協議して、自己負担をなくして、中学校卒業で完全に無料化すべきではありませんか。中学校給食については、8割近い市町村が実施に踏み切っていますが、未実施のところは、おもに財政的理由になっているわけですから、京都府として、施設整備の初期費用などの財政支援を行うべきではありませんか。

「保育等子育て環境充実事業費補助金」については、保育園からの応募にすべてこたえられるように、予算を拡充すべきではありませんか。

子育て支援の課題として、高校生と大学生への支援も重要です。私はこの間、高校通学費補助制度の拡充を繰り返し求めてきました。教育委員会が昨年来、検討を行ってきましたが、来年度予算の拡充案は、住民税非課税世帯の助成基準額を1万7千円から1万円に引き下げるだけで、まったく不十分です。沖縄県では、通学用バスの割引制度なども導入しています。そもそも、京都府が小学区制をなくすなど、高校制度を変えたことによって、遠距離通学が増えたのですから、通学費については、無条件に全額補助すべきではありませんか。

多くの学生が、高い学費を払うために、利子付きの奨学金を借り、大学卒業と同時に多額の借金を抱え、何年も返済を続けなければならないという深刻な実態をふまえて、国もようやく、給付型奨学金制度を創設しましたが、給付対象が極めて限定的で、給付額も少額です。京都府では、中小企業の従業員の奨学金返済負担を軽減する就労・奨学金返済一体型支援事業を創設しましたが、抜本的な対策にはほど遠い状況です。そういうなかで、日本学生支援機構の奨学金返還者の自己破産件数が、この数年で急増しております。学生のまち＝京都にふさわしく、京都府独自の給付型奨学金制度を創設すべきではありませんか。

【知事・答弁】子育て支援医療費助成についてであります。私が知事に就任した後、喫緊の課題である少子化人口減少を克服するため、「子育て環境日本一」をめざす「子育て環境日本一推進本部」を設けるとともに、子育て支援医療費のあり方にかかる検討会を設置し、市町村や関係団体と協議を重ねてきたところでございます。昨年末には「子育て支援策の大切な柱として拡充をすべき」また「医療費助成の拡充にとどまらず他の子育て支援策との総合的な対策が必要」などの意見が検討会で取りまとめられたところでございます。

これをふまえて事業実施主体である市町村との調整をすすめ、本年9月から3歳から15歳の通院時の自己負担上限額を現行の3000円から1500円に半減する案で最終合意に至ったものであります。今回の京都府からの新たな財政支援をふまえて、市町村では地域の実情をふまえた子育て支援のさらなる充実がおこなわれることを期待しているところでございます。

次に、中学校給食についてでございます。すでに府内の約8割の市町村が中学校給食を実施されている中で、未実施の市町村におきましても、弁当のメリット、給食への保護者や生徒のニーズ、財政状況や給食施設の状況などを勘案しながら、総合的に検討がすすめられております。また必要な施設設備の整備につきましては、法令にもとづき学校設置者であります市町村が負担し、国において市町村に対します助成措置等が措置されております。

京都府といたしましては、今後とも市町村に対しまして学校給食の意義をしっかりと伝えますととも

に、国に対しましては給食施設にかかる補助制度の拡充や栄養教諭の配置の拡充を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、「保育等子育て環境充実事業費補助金」についてでございます。本事業は保育所等に対して保育の質の向上や安全対策、衛生対策等のための施設や設備の整備をおこなう場合に補助をおこなうものでございまして、平成34年度までの5年間に重点的に支援することとし、「子育て環境日本一」の実現にむけ保育環境の充実をはかるため、今年度創設したものでございます。今回183件、1億4千万円余の申請がございましたけれども、複数事業所を運営する大規模法人に支援が偏ることなく、小規模法人への機会均等をはかり、予算の範囲内で採択することとし、次年度以降も計画的に整備支援を進めることとしております。

次に、大学生への給付型奨学金についてでございます。大学生に対する教育費負担軽減につきましては平成29年に閣議決定されました新しい経済政策パッケージにおきまして国が責任をもって制度の充実にとりくまれているところでございます。国の来年度予算案におきましては、給付型奨学金の対象人数を2万2800人から4万1400人に増やすことになっております。給付型奨学金の支援対象者を年収270万円以下の住民税非課税世帯から年収380万円未満の住民税非課税世帯に準じる世帯にまで拡大することが閣議決定されたところでございます。

京都府といたしましては引き続き国に対し給付型奨学金の充実を求めるとともに高等教育への進学につながるよう高校生に対して全国トップクラスの授業料減免制度でございます「あんしん就学支援事業」を全力で維持してまいります。今後とも国と連携しながら次世代を担う子どもたちが経済状況に左右されることなく安心して学べる環境づくりにとりくんでまいりたいと考えております。

【教育長・答弁】 浜田議員のご質問にお答えいたします。高等学校生徒通学費補助についてであります。通学費は本来家庭でご負担いただくものであり、全国的にも補助を実施する府県が極めて少ない中、保護者の経済的負担軽減の意味から府独自に支援してきたものでございます。その中で生活保護法による通学交通費の援助対象とならない低所得世帯では通学関係費が大きな負担となっていることから年収約250万円未満の住民税所得割非課税世帯を対象とする区分を新たに設け、これまで通学費月1万7千円を超える場合に補助していたものを1万円を超える場合から補助するよう拡充することとし、今議会に所要の予算を提案したところでございます。これにより試算では昨年実績の約4倍ほどの生徒に支援ができると見込んでおり、予算案をお認めいただいたら事業の円滑な実施にむけ制度の周知をはかってまいります。

子どもの医療費助成、保育所への支援、高校生通学費補助のさらなる拡充を

【浜田・再質問】 まず子どもの医療費助成制度についてですけれども、先ほど紹介された「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」の中では、「府内市町村において、中学校卒業まで月200円が多い状況になっているので、統一された制度となればいい」「対象もぜひ高校生卒業までになるよう検討いただきたい」という意見も出ているとお聞きしております。ではなぜ、月1500円負担に決めたのですか？その明確な理由をお答えください。

それから「保育等子育て環境充実事業費補助金」ですけれども、先ほど知事は大規模な事業所の話をされましたが、私は小規模な事業所の方からお話を聞いたんです。「1法人1事業にされたため、4つ応募したけれども1つにされる。これは大変だ」と聞いたんです。そもそも今年の6月議会の代表質問で、「民間社会福祉施設サービス向上補助金」の廃止にともなって、「各施設、種別ごとの課題に対しては適切に対応することとしており、保育の質の向上や安全対策等を行う保育等子育て環境充実事業について審議をお願いしている」と知事は答弁されています。しかし、補助対象が「1法人1事業」に削減されたら、結局、サービス向上補助金の時よりも後退する、補助金が削減されることになってしまいます。各保育所が求める補助金を支給できるように、予算を拡充すべきではありませんか。

高校通学費補助金ですけれども、全国ではやっていないと言われますけれども、もともと京都は小学区制で歩いて通える高校に行っていたのが、小学区制がなくなって通学費負担が必要になったんです。これは京都府が制度を変えたからそうなったわけであって、京都府の責任で通学費は支援するのが当然だと私は思います。今の高校通学費補助金については補助条件のハードルが非常に高いわけですよ。だから2017年度に補助を受けたのはわずか64人です。今回確かに非課税世帯のところは1万7千円から1万円に引き下げられますけれども、それ以外の世帯は2万1千円の基準はそのままですし、非課税世帯の場合も、1万円を超えた分の半額の補助というのは変わらないわけですから、本当にこれは、拡充とは言えないと思います。府の調査でも在校生の半分が通学費を負担しているのですから、あまりにもこの制度は不十分だと思います。少なすぎます。抜本的な拡充に踏み切るべきではないか。再度お答えをいただきたいと思います。

【知事・再答弁】 浜田議員の再質問にお答えいたします。まず子育て支援医療助成費につきまして、事業負担の上限額を1500円に半減する案にした理由ということでございますけれども、私どもといたしましては、我々が負担できる財政の規模、それから現におこなっておられます市町村でのとりくみ、それと今ご指摘もございました検討会での意見、そうしたものを総合的に判断いたしまして1500円ということで決めさせていただきましたわけでございます。ご理解を賜りたいと思います。

もう一つは「保育等子育て環境充実事業費補助金」についてでございます。私どもの運用としては小規模法人への機会均等ということで「1法人1施設」に限るとの等の措置をしたつもりでございますけれども、引き続き小規模法人も含めて事業者の方の意見をよくお伺いをして、しかもこれは計画的に整備する必要がございますので、次年度以後も含めましてさらなる計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

【教育長・再答弁】 浜田議員の再質問にお答えいたします。小学区制がなくなり通学費補助が必要になったようなお話もございましたが、そもそもいま京都府の通学区域は全国的に見ても非常に狭いエリアになってございます。小学区制の時から確かこの制度は設けていたんじゃないかなとそういうふうに記憶しているところでございます。また通学費補助制度、今回の改善が拡充として不十分だご意見もございました。例えばでございますけれども今回1カ月の通学費が1万8千円の場合ですと、年間11カ月とすると改正前の補助額は年額5千円であったものが、改正後は年額4万4千円というふうに大幅な増額にもつながるものでございます。できる範囲で十分な拡充をはかったものと考えていてございます。

【浜田・指摘要望】 先ほど知事は子どもの医療費助成制度について1500円にしたのは財政的な理由を言われましたけれども、先進自治体の例を見ても、子育て支援に予算を重点配分するということは人口増や税収増につながるということになるわけですから、ここには思い切ってお金を使っただきたいと思いますし、知事は「子育て環境日本一」をめざすと言われておりますけれども、子どもの医療費助成制度で言っても、中学校卒業まで所得制限なしで完全無料の群馬県や、今年度から高校卒業まで助成対象を拡大した静岡県などと比べても下回っているわけですから、ぜひとも子どもの医療費助成制度は、一部負担金をなくして、完全無料化を決断していただきたいと思います。

先ほど、教育長は京都の場合は通学圏はそんなに広くないと言われましたけれども、丹後の人や和東町の人が聞いたら本当に怒り心頭になると思います。今度で少し改善されると言われましたけれども、要するに非課税世帯は確かに若干助かりますけれども、そうでないところは、例えば月2万円の通学費を払っているところは一切補助はないわけですよ。丸々負担しなければならないわけですから本当にこれは拡充と言えないことだと思いますので、これは現実をしっかり見ていただきたいと思います。

それから「保育等子育て環境充実事業費補助金」について答弁をいただきましたけれども、先ほど言いました小規模の保育所などの声をぜひよく聞いていただいて改善していただきたいと思います。今回は、三つの角度で、府政の転換を求めました。府民のみなさんと力を合わせて、府民が主人公の府政実現へ、引き続き全力を尽くす決意を表明して、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【前窪】日本共産党の前窪義由紀です。会派を代表し質問します。私も最後の質問となりますのでよろしくお願ひします。

政府による統計データの不正・偽装が大問題になっています。国政の根本を揺るがし、国民生活にも直結する問題であり、徹底的に解明し偽りの政治に厳しい審判を下さなければなりません。

いま地方は、安倍自公政権のもとで、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退、災害の復旧と備えなど、多くの課題に直面しています。医療・介護など社会保障削減や学校、保育所、病院など公共施設の統廃合、上下水道の広域化・民営化などが計画され、自治体と地域壊しが進んでいることは重大です。地方自治体が、国いいなりに福祉と暮らしを切り捨てるのか、それとも住民の暮らしを守る防波堤になるのか、いまほど問われているときはありません。西脇知事のもとでの最初の本格予算と施策が、こうした問題に正面から向き合い、府民の暮らしを応援するものになっているのかどうか、諸点について知事の所見を伺います。

消費税 10%増税の中止を

【前窪】まず、10月からの消費税 10%増税についてです。

勤労統計の不正・偽装問題で、10%増税の根拠としていた景気判断そのものが誤っていたことがはっきりしました。増税に伴う政府の景気対策も複雑怪奇で、複数税率によって「お持ち帰り」は8%、店内で食べれば10%、栄養ドリンクでもオロナミンCは8%、リポビタンDは10%、これに「ポイント還元」も加わり、買う商品、買う場所、買い方によって税率が5段階にもなり、混乱と不公平を広げる支離滅裂なものです。加えて、インボイス制度は、500万もの免税業者が取引から排除されかねず、中小業者や農林漁業者なども死活的状況に追い込まれることとなります。日本商工会議所や日本スーパーマーケット協会など中小企業団体もこぞって批判、反対をしています。

消費増税導入から30年、税収は社会保障に使われるどころかその8割が法人税減税などに回され、大企業の内部留保は446兆円と膨れ上がっています。京都の大手10社も7年間に約2兆円も増やす一方、中小企業の7割が赤字経営、非正規雇用の割合も42.5%と全国ワースト2位と低迷しています。京都でも、「10%増税反対府民1万人アピール運動」が始まり、多くの業界、地域に広がっています。下京料飲組合の理事長さんは、「10%はすごく負担。税金は内部でぎょうさんため込んでいる大企業からとればいい」と怒り、個人タクシー協同組合の理事長さんは、「10%への引き上げとインボイス制度の導入は、我々の死活問題」などと、増税中止の声を上げています。

社会保障費の削減を含め、あらゆる面で矛盾が噴き出し、すでにボロボロの状態の10%増税は、賛成という人を含め、「今度の増税は異議あり」という声が大きく広がっています。こうした事態について、知事の認識をお聞きします。

安倍内閣の官房参与であった藤井聡京大大学院教授は、「消費税は社会保障にというのはデマ」「増税は日本経済を破壊する」と中止を訴え、菅官房長官も、増税の最終判断は「予算編成後」と述べました。成立直後にひっくり返すような予算だというのであれば、最初から増税を断念すべきであり、国に10%増税中止をキッパリと求めるべきではありませんか。

国民健康保険料の引き下げを

【前窪】次に、国民健康保険制度についてです。

昨年4月から国保制度は、「都道府県単位化」に移行しました。国はこれを機に「都道府県内の保険料を統一する」として、市町村が保険料抑制のために行っている全国平均一人当たり約1万円の一般会計

からの繰り入れの解消を求めています。来年度に向けて、府の国保運営協議会では、19年度の府全体への納付金は対前年度比105.5%、一人当たりでは111.3%の増額が示され、市町村では保険料（税）の抑制対応に苦慮しています。都道府県化で値上げをしないとってきた本府の責任は重大です。

日本共産党は、国民健康保険料（税）の負担を軽くするため、公費負担を1兆円増やして子どもの数が多いほど保険料が高くなる「均等割り」や「平等割」を廃止し、中小企業の協会けんぽ並みに引き下げる提案しています。財源は、株取引への課税を欧米並みにするだけで1.2兆円生まれます。全国知事会も、「1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料に」と求めました。都道府県化を推進してきた前知事は、「その時には、京都府もしっかり負担をしていく覚悟」と答弁しましたが、知事の認識はいかがですか。

昨年、12月府議会でわが党の成宮議員が、同じ収入でも国保料が協会けんぽの約2倍にもなる京都市の事例を示し、国への改善要望と府の一般会計からの繰り入れで保険料の引き下げを求めましたが、知事は、「国に子供にかかる保険料の軽減措置を要望している」「保険料の決と言われても仕方ありません。

水道事業の民営化・広域化はやめよ

【前置】次に、「改正」水道法についてお聞きします。

水道事業は憲法に基づく生存権を保障するものとして、公共の福祉増進の一翼を担ってきました。しかし、独立採算制のため財政基盤が弱く必要な老朽施設の更新、耐震化も遅れています。「改正」水道法は、こうした困難を打開するどころか、安全な水を豊富に安く供給するという水道法の目的を損なうものです。

その一つは、水道施設の運営権を民間に売却するコンセッション方式などの民営化です。世界では、水道民営化の失敗から、再公営化の動きが加速しています。フランスのパリでは、民営化後、水道料金が4.2倍に高騰、水質も悪化するなど大失敗して20年余りで公営に戻すなど、37か国235都市で再公営化しています。政府は、自治体による監視は可能としていますが、海外の事例では、公的機関が企業秘密の壁で経営実態の監視が出来ず民営化破たんの要因だといわれています。

二つは、広域化することで、簡易水道など自己水源の廃止や災害対応にも有効な地域分散型水道の否定につながることです。大阪北部地震を調査した土木学会からも、災害時における広域化された水道の脆弱性が指摘されています。簡易水道が統合・廃止された過疎地や離島では、災害時の断水が長期に及んでいます。また、深刻な人材不足も、新規採用抑制、退職者不補充など自治体リストラを押し付けている限り解消されません。

住民の命に直結する水道事業を、利益最優先のコンセッション方式などで民間に売り渡し、広域化で地域分散型水道を否定する水道法「改正」について、知事の認識をお聞かせください。

本府は、昨年11月に、「京都水道グランドデザイン」を策定し、府内を北部、中部、南部の3圏域に分け、圏域ごとに協議会を設置して広域連携、公民連携を進め、京都府は、「推進役としての役割」を、京都市は、「府内全域を先導する役割」を担うとしています。京都府営水道ビジョンは、府の将来方向を決めましたが、受水市町の水道施設の廃止、統合を伴う広域運営や、民間活用など、広域化、公民連携の推進を掲げています。水道法の「改正」受け、国と一体に京都府が広域化、民営化などの旗を振って、市町村水道に対して押し付けることなどあってはならないと考えますが、いかがですか。

現在の水道事業が抱える問題の解決のためには、国や府が主導した過剰な水需要予測に基づくダムなどの施設建設費負担の見直しや施設の老朽化・耐震化対策、水道職員の確保などに対する財政支援こそ求められています。住民の貴重な財産である水道インフラは、市町村主体で健全な運営が可能な道こそ目指すべきであり、国に財政措置を強く求めるとともに、府としても市町村への支援強化を行うべきではありませんか。

淀川水系河川整備計画について

【前置】次に、淀川水系河川整備計画についてです。

昨年、西日本豪雨で日吉ダムが非常時緊急放流をする事態となりましたが、嵐山地区で大きな洪水被害には至りませんでした。地域住民が、5年前の氾濫の経験から川床の掘り下げなど緊急対策を強く求め、その工事の進捗が効果を発揮したとされた一方、愛媛県肱川や岡山県真備町の河川では、堤防の強化や嵩上げ工事が遅れていた上に、非常時緊急放流が重なり甚大な被害を出したのではないかとわれているなど、これまでのダムに偏重してきた治水対策の在り方そのものが問われています。

宇治の天ヶ瀬ダム上流の大戸川ダム計画は、淀川水系河川整備計画の見直しの中で、近畿整備局の諮問機関「淀川水系流域委員会」が、2008年4月、「ダムの効果は限定的で緊急性は低い」と河川法に基づく意見書を出し、同年11月、京都、滋賀、大阪、三重の4府県知事の共同意見書で、「河川整備計画に位置付ける必要がない」とされ、ダム反対の住民運動もあって、近畿整備局はようやく2009年に計画を凍結しました。

ところが2016年に近畿整備局は、ダムが最も有効だと評価し、今年に入り河川整備の効果などを検証する有識者会議を設け、検証結果によっては大戸川ダム凍結解除もあるとしています。滋賀県では、知事が議会で、「ダムの効果や影響を検証していきたい。知事合意についても見直しができるよう努めたい」と述べ、勉強会を発足させています。

近畿整備局は、堤防決壊の危険も伴う宇治川に、1500トンもの放流を可能にする事業費590億円の天ヶ瀬ダム再開発を強行し、今度は、事業費が1080億円を超える大戸川ダムについても、凍結解除ともいえる動きを強めています。いま急ぐべきは、宇治川堤防の強化、決壊した弥陀次郎川や溢水を繰り返す堂の川（木幡池）など、遅れている中小河川の整備ではありませんか。4府県知事による共同意見書等で意見を表明してきた本府の見解を伺います。

また、大戸川ダムの建設は、瀬田川洗堰の洪水時の全閉操作見直しと深くつながっています。全閉操作の合意を見直すことは、天ヶ瀬ダムの洪水時の放流操作や宇治川・淀川治水に大きな負担を強いるものであり到底容認できないと考えますが、いかがですか。

自然と環境を壊すメガソーラー計画の規制を

【前置】次に、自然環境を破壊するメガソーラーについてです。

南山城村の約72haの山林にメガソーラーの計画が進んでいます。地元になく無縁の外資参入の会社を立ち上げ、住民の声などを無視した儲けありきが見え見えの計画です。2015年末に事業計画が府に出されてから住民は、環境、防災、事業者の信頼性などの問題点を投げかけ、計画の中止を求め続けてきました。しかし、事業者は、住民説明会も打ち切り、昨年秋には森林法、砂防法に基づく開発申請の手続きを強行し、本年1月25日には、本府が開発を許可しました。地元の「自然を守る会」など住民は、直ちに「断じて容認できない」との抗議声明を出し、計画の凍結・中止を求めています。昭和28年の南山城大水害で54人もの住民が犠牲になった地域も含まれていることから住民の怒りは当然であり、開発許可に対して厳しく抗議するものです。

各地で相次ぐメガソーラー開発について、亀岡市は、災害の防止や景観保全などを目的に、「事業禁止区域」の設定や禁止区域外でも届出制・許可制などを盛り込んだ条例を3月議会に提案予定です。兵庫県では、「太陽光発電に関する条例」を施行し、事業区域1000平方メートル以上の届出を義務付け、景観、環境、防災、反射光、近隣住民への説明などを規定し、事業区域50ヘクタール以上は、森林の保護を60%とするなど規制を強めています。このように地域の実情を踏まえ、規制強化に乗り出す自治体が次々生まれています。自然と環境を壊すメガソーラー計画について、条例等による規制強化が必要ではありませんか。所見を伺います。

森林法では、林地開発の申請は、災害や水害発生の恐れ、水の確保への支障や環境悪化に該当しない場合は、「許可しなければならない」としています。これを「許可することができる」に改正することや環境アセスを義務付けることなど規制強化が必要です。

前知事も、「許可することができる」との改正、許可基準に「周辺生活環境の保全」を要件として追加するよう国に求めていましたが、森林法の改正にかかる知事の認識を伺います。

また、本府は、アセス実施の対象に 50 ha以上のメガソーラー開発も含めるなどしてきましたが、これでは住民の願いに応えられません。木津川市の約 48 haのメガソーラー計画など相次いでいることから、水力、火力、風力と同じように、太陽光発電そのものを本府アセス条例の対象に位置付けることや面積要件も思い切って引き下げることなど改正を行い、本府が自然と生活環境を守る立場に立つべきでありませんか。知事の認識を伺います。いかがですか。

【知事答弁】 前窪議員の質問にお答えいたします。ただいま前窪議員から、最後のご質問とお話ありがとうございました。立場の違いこそございましたが、府政の発展のために長い間ご尽力を頂きました。心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（消費税率の引き上げについて）

それでは消費税率の引き上げについてでございます。まず、このたびの毎月勤労統計の問題につきましては、統計に対する国民の信頼を揺るがしかねないものとして遺憾でございまして、国においてきちんと調査をし、必要な対策をしっかりとさせていただきたいと考えております。消費税率の引き上げにつきましては、急激な少子高齢化が進展する中、子育て支援、介護、医療、年金と言った 全世代型社会保障のため必要なものとして、法律で今年 10 月から施行することとされております。国の来年度の当初予算においては、税率の引き上げをふまえ、幼児教育の無償化、介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給などが、計上されていると承知をされております。

また、京都府におきましても、来年度当初予算における社会保障関係費が対前年度 41 億円増となるなど増数が続いており、その安定財源として消費税率 10%の内、3.72%に相当する地方消費税及び地方交付税が必要であることをご理解頂きたいと思っております。

京都府といたしましては、国に対し、施行にあたり地域経済に影響がでないための経済対策や軽減税率制度等の円滑の導入に向けた対応など、万全な対策を強く要望してきたところでございます。国におきましては、経済への影響の平準化に向け低所得者や中小小売り事業者への対策など、諸施策を予算案に盛り込んでおり、軽減税率制度に関する説明会の開催や相談体制と合わせ、国の責任において果たすべき役割を、しっかりと果たして頂きたいと思っております。

京都府におきましても、消費税率の増税に備えた中小企業等支援として約 40 億円を計上し、金融対策、経営改善支援、地域消費喚起対策を講じる消費税対応中小企業、安心経営事業費の予算を今議会に提案しているところであり、国、市町村、経済団体等と連携し中小企業によりそったきめ細やかな取り組みを進め万全な備えを講じてまいりたいと考えております。

（国民健康保険の引き下げについて）

次に国民健康保険についてでございます。国民健康保険の保険料を算定するにあたり、均等割のうち子どもにかかる負担につきましては、子育て支援の観点から、国制度として軽減すべきと考えており、これまでと同様、全国知事会を通じ強く求めてまいりたいと考えております。今年度からスタートしました国保の都道府県単位化においては、保険料の決定は従来通り市町村が行い、京都府は財政運営の責任主体として市町村ごとの納付金を決定するとともに、240 億円を超える予算を確保し、制度運営の基礎部分を担っているところでございます。

先日開催いたしました国保運営協議会では、来年度の 1 人当たりの納付金が診療費の伸び等により増加が避けられない中、委員から「納付金の上昇を可能な限り抑制されたい」とのご意見を頂きました。京都府といたしましては、府の特例基金として 1.2 億円、国の激変緩和財源として 7 億円 を効果的に活用し、可能なかぎり上昇抑制に努めることとしております。

また、国保保険者の責務として府民が必要な医療が受けられることはもちろんのこと、府民の健康を守るため、健診や受診結果等の分析をふまえ、保健指導や糖尿病の重症化予防対策などが効果的、効率

的に展開できるよう市町村支援を進めている所でございます。この取り組みが保険者努力支援制度でも高く評価され、国からの交付金の増、ひいては保険料の軽減に寄与するものでございます。今後ともこうした取り組みを京都府が先頭に立って進めることによりまして、制度の安定化に努めてまいりたいと考えております。

（「改正」水道法について）

次に「改正」水道法についてでございます。水道事業は、人口減少に伴う給水量の減少や水道施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加、また技術職員の増加など、その需要は厳しさを増しております。今回の水道法改正は、このような厳しい需要環境を背景に、法の目的も水道の計画的な整備から水道の基盤の強化に変更され、基盤強化策の一つとして広域連携の推進が明記されたものであり、持続可能な水道事業が求められる中、必要な改正と認識しております。

これまで、市町村では事業の基盤強化や経営の安定化に向け、施設の統廃合も含めた経営改善など様々な工夫や努力をしております。しかしながら、特に、過疎、高齢化が進展する地域では、単独での事業継続に限界を感じている市町村もあるのは事実であり、水道事業の広域化の推進について要望も頂いているところでございます。

このためこの度、策定いたしました京都水道グランドデザインに基づき、北部、中部、南部の圏域ごとに、京都府が仮称でございますが、「広域連携推進協議会」等を設置し、推進役となり市町村が相互に事業の現状や課題等の共有を図りながら、自らふさわしい基盤強化の方策を取り組んで頂きたいと考えております。

また、京都府は南部地域の市町の要望を受けまして、浄水供給事業を開始し、近年では3浄水場を接続するなど、水道のさらなる安定供給を図ってきたほか、各市町村の水道施設の耐震化や簡易水道の統合等にも財政的な支援を行ってきたところでございます。国に対しましても、水道施設の耐震化や老朽化対策と合わせ、広域連携事業の推進について補助要件の緩和や財政支援の充実を要望してきたところでございます。さらに、来年度当初予算で提案しております「上下水道未来づくり総合対策費」には、先ほど申しあげました圏域ごとの協議会での議論の進展を図るため、広域連携の効果を検証すシミュレーション経費等を新たに計上し、支援の強化を図ることとしております。こうした取り組みを通じまして、市町村と連携を図りながら府域全体において将来にわたる安心安全な水道水の供給体制を築いてまいりたいと考えております。

（淀川水系河川整備計画について）

次に、淀川水系河川整備計画についてでございます。淀川水系河川整備計画はH21年に策定され10年が経過をいたしました。この間、国において宇治川塔の島改修や天ヶ瀬ダム再開発、桂川緊急治水対策、堤防強化など淀川水系の河川整備が着実に進められてきました。この10年間には、H24年の京都府南部豪雨やH25年の台風18号、昨年7月豪雨など甚大な豪雨災害が頻発したところであり、今回、有識者の意見も伺いながら、河川改修の進捗状況やその効果を技術的に評価いただくことは必要な作業であると認識しております。一方、京都府におきましてもH26年に宇治川圏域河川整備計画を策定し、支川の河川整備を着実に進めてきており、弥陀次郎川についてはH28年に天井川区間の切り下げが完了し、引き続き上流の改修に取り組んでおります。また、堂の川についても、昨年、導水路の河道掘削が完了し、引き続き国、宇治市とも連携し、総合的な治水対策を進めることとしております。

大戸川ダムにつきましては、H20年に設置した京都府の技術検討会におきまして、中上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施については、さらに検討を行う必要があるとしたところございまして、その評価については現時点についても変わりはなく引き続き国に対し、天ヶ瀬ダム再開発や桂川嵐山地区改修等を早期に完成して頂くよう要請してまいりたいと考えております。

また、瀬田川洗堰の確実な操作は淀川治水の大前提であり、これまでから国に対し天ヶ瀬ダムと連動した確実な全閉操作を求めて来たところでございまして、今後もその考えに変わりはなく、引き続き国に強く求めてまいりたいと考えております。

(メガソーラーについて)

次に、メガソーラーの規制強化についてでございます。京都府では再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を制定し、再エネの拡大に努めてきたところでありますが、その再エネの大層を占めているのは太陽光発電でございます。太陽光発電のうち、大規模な土地の造成等を伴うメガソーラーにつきましては、その開発に当たり災害防止や生活環境の保全に留意する必要があると考えております。このため、京都府ではメガソーラーに係る規制について、すでに独自の条例を定め総合的に対応しているところであります。具体的に申し上げますと、京都府林地開発行為の手続きに関する条例を全国に先がけて制定し、森林地域で1haを超える開発を行う場合には、これに基づき森林法の許可申請前に事業者に対して地元説明会開催を義務づけて、自治会との間で生活環境の保全協定の締結を求めるなど地域住民との合意形成の手続きを定めると共に、事業面積50ha以上の太陽光発電事業含む大規模事業は京都府環境影響評価条例の対象としているところでございます。

この環境影響評価条例における、メガソーラーの規制対象は、すでに国が現在、環境影響評価法の適用に向け検討している規模よりも厳しい面積要件となっております。

今回の南山城村のメガソーラーにつきましては、開発面積は環境影響評価条例に該当するものの林地開発行為の事業計画書の提出時期から条例適用の経過措置に該当する案件であったため、対象とはならなかったところでございます。しかしながら、事業者に自主的な環境アセスを指導し、その内容については、条例対象案件と同様に環境影響評価専門委員会での審議をふまえ、京都府として意見を示し、適切な指導をしたところでございます。さらに、事業者に対し、厳しく指導を行い、南山城村と事業者間で希少動植物の保護や事業廃止等の取り扱い等も含めた包括協定を締結させたところでございます。また、森林法の改正につきましては、京都府といたしましては、H22年から都道府県知事の許可に係る裁量権の付与について、また、許可基準の周辺生活環境の許可基準に、周辺生活環境の保全を追加することなどにつきまして、国に提案をしましてまいりました。

さらに、森林の開発を伴う大規模太陽光発電が全国各地で問題となってきたことから、全国知事会において京都府の意見も取り入れ、H28年から大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断できるよう林地開発や撤去等における基準や関係法令を整備することにつきまして、国に提案をしているところでございます。

京都府といたしましては、今後も関係法令により再生可能性エネルギーの導入と地域社会の共生が図られるよう国や市町村とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

【前窪・指摘要望】消費税の問題ですけれども、安倍政権で削減する社会保障費は、4兆3000億円にも達し、年金削減2兆円、生活保護費の切り下げ、後期高齢者医療保険料の「軽減特例」の廃止など、全世代型社会保障として実際やっていることは、大削減。まあ、だまし討ちのようなものです。内閣に参画していた方からも増税中止の声が上るぐらいですから、知事として、府民の暮らしや京都経済をこれ以上冷え込ませないために、「10%増税を中止せよ」という行動を示していただきたい。これは要望しておきます。

国保料が高すぎて払うことができない。こういう世帯が4万世帯近くで推移し、加入者の1割を超えております。多くの府民がギリギリの暮らしを強いられている時に、国保運営主体としての「覚悟が問われている」ということです。一般会計からの支援を含めて最大の努力を求めておきたいと思っております。

【前窪・再質問】再質問ですが、水道では、前知事は、「コンセッション方式は、災害時の公と民との責任の在り方など、整理すべき課題も多い」。また、広域化や民営化について、「いずれもメリット、デメリットがあり、慎重な検討が必要」などと答弁しました。しかし、一方で本府は、流域下水道事業の公営企業化を進めて、すでに世界の水メジャー・ヴェオリア社が委託業者に入っています。また、福知山市水道の包括的民間委託をはじめ府内自治体でも民間参入が進んでいます。世界の水道民営化の失敗は、水は人権、自治が基本だということを教えていると思っております。これに逆行する広域化、民営化の旗

振り、押し付け、これをやらないということは大事なことです。市町村の自治を尊重していただきたいと思いますが、再答弁をお願いします。

大戸川ダム整備、河川整備の問題です。本府は、ダムを河川整備計画に位置付けるという必要はないとしながら、2016年（H28年）に「ダムが最も有効」という近畿整備局の評価を「了承」しているということなんです。このことについては、宮本博司元淀川水系流域委員会委員長は、「将来ダム建設を押し進める際に今回の了承が錦の御旗になる」。こうして、極めて要注意だと言っておられます。瀬田川洗堰の全閉操作の見直しに関わる大戸川ダム評価の了承は取り消して、ダムに頼らない堤防強化、河川整備、総合治水こそ優先する。こういう姿勢に立たれませんか。再答弁をお願いします。

メガソーラーの件ですが、3年余のメガソーラー反対の取り組みから見えてきたのは、府や村が、現行の制度では規制できないと許可を出して、条例改正を含めて、森林の保全や防災、環境を守るという強い姿勢が住民に示されなかったことです。こんなことでは、税金まで徴収して豊かな森を育てていることや生物多様性地域戦略基本計画を作り、自然・環境保全に取り組むとした本府の方針を自ら踏みじるということになってしまいかねません。規制強化について再度、知事の答弁を求めます。

【知事・再答弁】前窪議員の再答弁にお答えします。まず、水道法につきましての、コンセッション方式についての質問でございますけれども、法律の改正の中では事業の特性に応じては、民間の活力も技術も活用する必要があるということで、選択肢の一つとして示されているものだというふうに認識をしております。いずれにいたしましても、我々としては広域的な視点から個別の市町村ではなかなか解決しない問題も水道事業につきましては、市町村に対して我々の方式を押し付けるということではなくて一緒になって新しい方策を考えていく。なんといっても最終的には府民に対して安定的安全な水道水を供給するという目的に沿ってお互いに努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

それから大戸川ダムについてのご質問でございます。先ほどもこれは答弁いたしましたけれども、大戸川ダムにつきましては、H20年に設置いたしました京都府の技術検討会におきまして、中上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてはさらに検討を行う必要があるということにしたところでありまして、その評価につきましては現時点におきましてもなら変わるところがなく、引き続き、国に対しては天ヶ瀬ダム再開発や桂川嵐山地区の改修等を早期に完成していただくよう要請をしていきます。なお、河川整備計画についての国土交通省の検証につきましては、さきほど申し上げましたように、この間の豪雨、また河川改修の進捗状況含めて、それがどういった効果があったのかということも含めた検証が必要な作業ではないかなというふうに認識をしております。

メガソーラーにつきましての質問でございますけれども、我々も府民の生活環境の確保、また景観、防災安全面、そうしたものはなによりも優先するものと思っております。そうしたものの調和の中で再生可能エネルギーの導入、そして地域社会の共生が図れるよう関係法令をきちっと運用することによりまして問題が発生しないように万全の対応をとってまいりたいというふうに思っております。

【前窪・指摘要望】最後に要望しておきたいと思っております。水道の民営化ですが、さきほども申しましたように、やっぱり市町村の住民の声、これ非常に大切ですから、しかも市町村自ら決めるという自治権の問題でもありますから、決して押し付けることがないように強く求めておきます。

大戸川ダム凍結解除の問題や瀬田川洗堰の全閉操作の見直しの問題については、これも、長年上流下流の住民の利害の問題など、いろいろ論議がされてきたので、まあ、知事は国土交通省出身でありますけれども、国言いなりにならないように、住民置き去りで同意するということがないように厳しく求めておきたいと思っております。

住民の声を真摯に受け止める。これはメガソーラーの問題でも一緒です。南山城での開発許可を撤回してくれ。こういう声も本当に多く、根強くあります。メガソーラー計画の規制の強化にしっかりと取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。

最後に、私は今期を持って府会議員を退任いたします。議長のお許しを得て、一言ご挨拶を申し上げます。私は宇治市会議員5期20年、府会議員5期20年、京都市職員時代を含めると50年を超える人生を地方自治一筋に歩んできたということでございます。この間に頂きました地元宇治・久御山をはじめ多くの皆さんの御支援に心から感謝申し上げます。また、先輩議員や同僚議員の皆さん、そして知事をはじめ理事者、職員の皆さん。本当にこの間、世話になりました。ありがとうございました。

思えば、京都市職員の時代に労働組合の役員をしていた私に、先輩役員から「これは大事なことだよ」と教えてもらった「住民の幸せなくして自治体労働者の幸せはない」ということを今も忘れません。私は、このことを議員としても信条にして、「住民の苦難解決」を第一に掲げる日本共産党の議員として、奮闘してきました。

いま、地方自治の危機が叫ばれている時だけに、京都府政が、地方自治の本旨である「住民福祉の増進」のために、平和と暮らしを守る砦としての役割をしっかりと発揮することを心から願うものです。今後とも、府政に関わった一人として、「住民が主人公の府政」の発展に努力する決意を申し上げ、質問を終わらせてもらいます。本当にみなさんありがとうございました。

【他会派の代表質問項目】

2月12日

●北岡千はる(府民クラブ・京都市左京区)

1. 平成31年度当初予算案について(「子育て環境日本一の実現」を中心として)
2. 風倒木被害対策と森林保全の取組について
3. 災害からの安全な京都づくりについて
4. 生涯を通じた歯科検診とオーラルフレイル対策の推進について
5. 北山文化環境ゾーンの整備推進と機能強化について
6. 統計データの政策への活用について
7. 地域と連携した教育の取組(コミュニティ・スクール)について
8. 子どものための安心・安全なまちづくりについて

●秋田公司(自民党・京都市南区)

1. 平成31年度当初予算案について
2. 子育て環境日本一への挑戦について
3. 京都経済センターを中心とする産業政策について
4. 働き方改革と中小企業について
5. JR向日町駅周辺の整備プロジェクトについて

●林田洋(自民党・京都市上京区)

1. 府市協調について
2. 地震防災対策について
3. 京都府京都文化博物館及び映像文化の振興について

2月13日

●藤山裕希子(自民党・宇治市及び久世郡)

1. 宇治茶振興について
2. スマート農業の推進について
3. 脱ひきこもり支援について
4. 教育制度改革について
5. 警察施設整備について

●小鍛冶義広(公明党・京都市南区)

1. 防災・減災対策について
2. 「おいしい京都」世界戦略事業について
3. 健康長寿について
4. 警察署・交番のあり方について